

## 保険約款改定のお知らせ

アメリカンホーム保険会社では、お客さまによりわかりやすく、ご安心いただける商品をお届けするための取組みを行っており、このたび、以下のとおり保険約款(普通保険約款・特約)を改定いたしました。これらの改定は、ご契約の保険始期日(継続契約の場合は継続契約の保険始期日)にかかわらず、2020年4月1日以降、すべてのご契約に適用されています。

なお、本改定による補償内容の変更はございません。また、特段のお手続きも不要です。

つきましては、以前お送りした保険約款と共に、本お知らせをお手元にて大切に保管いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### <改定のポイント>

#### 1. 民法の改正にあわせ、一部の取り扱いを変更しました。

2020年4月1日、民法(明治29年法律第89号)が改定・施行されました。このたびの改正では、社会や経済の変化へ対応するための見直しおよび実務で通用している基本的なルールが明文化されており、保険約款についてもそれらの改正に準拠した対応を行いました。

#### 補償対象者の年齢や性別が誤っていた場合の取り扱いの変更

ご契約締結時にお申し出いただいた補償対象者のご年齢や性別に誤りがあり、保険期間の開始日における補償対象者のご年齢や性別が当社の引受対象範囲外であった場合の取り扱いを変更いたしました。これまで当社は保険契約または一部の特約を「無効とする」ことになっていたものを、「契約者に対する書面による通知をもって取り消すことができる」ことに変更しました。なお、取消しになった場合、既にお支払いいただいた保険料については、これまでどおり返還いたします。

#### 2. 用語、文章の明確化を図りました。

よりわかりやすく、読みやすい内容となるように、用語や文章の見直しを行い、より明確な表現に改めました。

例) ガンに関わる特約の補償において、お支払い対象となるガン(悪性新生物・上皮内新生物)の定義に、病期が0期の上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は悪性新生物に含まれず、上皮内新生物として取り扱うことを明確化しました。

#### 3. 保険法に準拠した対応を行いました。※

※以下のご案内は、2010年4月1日以降にご契約の締結をされていない、または継続を迎えられていないお客さまへ向けたものです。2010年4月1日以降にご契約の締結をされた場合または継続を迎えられている場合は、本変更後の保険約款をお送りしております。

2010年4月1日に、これまでの保険に関する商法の規定が改正され、契約者、補償対象者、被害者の保護を強化した「保険法」が施行されました。当社の保険約款改定もこれに準拠した内容となりますが、あわせて読みやすいように用語や表現の明確化を図っております。

## お客さま保護の観点での見直し

保険法に準拠した対応を行いました。

項目	内容
告知項目の明確化	ご契約締結時にお申し出(告知義務)いただく重要な項目について、従来と比べて、より具体的で明確にご案内いたします。
お客さま保護の強化	お客さまの権利、義務ならびにお客さまに義務違反があった場合の取り扱い(保険金をお支払いしない場合、ご契約を解除させていただく場合など)の内容を見直し、お客さま保護の強化を図りました。
保険金の支払時期の明確化	当社が保険金支払いのために必要な事項の確認にかかる期間を明確化し、具体的な日数をケース毎に明示しました。
補償対象者による解除請求権の新設	保険金目的の殺人等を防止するために、契約者以外の方を補償対象者とするご契約において、ご契約後に加入の前提としていた事情に著しい変更があった場合等の一定の要件を満たす場合には、補償対象者が契約者に対してご契約の解除請求(補償対象者離脱請求)を求める権利を新設しました。 ※保険法では、その他、保険金詐欺、保険金殺人等の保険犯罪を未然に防止するための規定(免責、重大事由による解除、無効等)も設けられております。

## 用語の見直しと文章の平易化

よりわかりやすく、読みやすい内容となるように改定を行いました。

- わかりにくい用語、読みにくい用語を改め、一部の漢字には「ふりがな」を付しました。

例) 「被保険者」 ➡ 「補償対象者」、 「傷害・疾病」 ➡ 「ケガ・病気」、 「約款」 ➡ 「<sup>やっかん</sup>約款」

- 冒頭に用語の表を新設して、よく使われる用語を掲載しました。

例)

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を

- 記載内容が、できるだけ流れに沿った規則的な順序となるように、条文の記載順序を改めました。

例) 記載の順序 「保険金を支払う場合」 ➡ 「保険金を支払わない場合」 ➡ 「補償対象者の範囲」

- その他、文章の平易化、明確化等の改善を図りました。

例) 括弧書きが多く使用されていて、長くて読みにくい文章

➡ 注釈を付すなどして、短い文章へと改善しました。

「～の場合はこの限りではありません。」 といった不明確な表現

➡ 「～の場合は〇〇します。」 といった具体的な表現へと改善しました。

上記の他、ご契約内容に実質の影響が生じない軽微な変更や誤記修正も行いました。

ご不明点がございましたら、同封のご案内に記載のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以上